

ショーペンハウアーにおける「叡知的性格」概念の変容
——カントからの継承と離反——

藤永綾乃（同志社大学）

本発表の目的は、カントの超越論的観念論とそれに基づく彼の「叡知的性格」概念を「意志」の哲学の立場から継承するものとしてショーペンハウアー哲学の位相を定め、さらに、そのような彼独自のカント継承により変容した「叡知的性格」概念の意味内容を、ショーペンハウアーの主著『意志と表象としての世界』での論述から究明することである。

一九世紀初頭、ゲッティンゲン大学でシュルツェを師としてカント哲学を学んだショーペンハウアーは、自らの思想をカントの継承と称する。しかし、カントの後継として彼の思想を積極的に位置づける見方は主流とは言えない。その理由のひとつには、一見して明白な両者の理性概念の相違が挙げられよう。カント哲学で中心的役割を果たす「理性」は、ショーペンハウアーの場合、単に抽象概念を形成する能力にすぎない。つまり、彼はカントの継承者を自認しつつも、自らの思想を展開する中で理性を恃まない。いわばカント哲学の屋台骨を抜いてしまっている彼の「理性」なきカント継承は、いかにして成立しているか。考察の端緒となるのは、カント哲学を支えている「理性」が感性的触発から独立した「欲求能力」であるということである。ショーペンハウアーは理性という語にこの意味を認めていない。しかし、感性的触発から独立に意欲する働きそのものは認めており、彼はそれを一切の現象の内奥の本質である「意志」の働きとして位置付ける。この「意志」がカントの「物自体」と同値とされる。彼はカント哲学を支える欲求能力（理性）を意志と捉え、それを現象から区別される物自体と考えることで、超越論的観念論の枠組みを継承しているのである。

ショーペンハウアーがカントの超越論的観念論を継承したことで、彼は自然必然性と自由による原因性との対立というカントと同様の問題に直面する。このアンチノミーの解決として、カントは理性的存在者の「経験的性格」と「叡知的性格」の区別を提示した。この区別をショーペンハウアーも人間の行為の自由とそこに帰せられる責任を論じる際に援用する。しかし、彼が欲求能力を意志と考えたことに起因して、彼の思想は自由とそれに伴う責任の意義を理解する上でカントとは全く異なる視界を開いてゆく。行為の責任が帰せられる叡知的性格は、カントの場合は理性的存在者に認めうる自由による原因性の意味にとどまる。しかしショーペンハウアーの場合、叡知的性格は、現象人としての私の物自体（意志）が何を欲しているか、つまり私自身が何者であるかを意味する。そこに帰せられる「責任」というものがあるとすれば、それはむしろ「罪」に近似したものである。己の一個体の生存と維持に執着し、苦しみを与える者である行為者は、良心の不安という感情を通して、自身が苦しみを与える者であると同時に苦しみを受けて然るべき者でもあることを自覚する。苦しむべき者としての自覚という形で帰責を捉えた点に、カントより継承した枠組みに独自の思想を充填したショーペンハウアー倫理学の意義がある。

本発表の第一節では、カントが理性に認めた、感性的触発から独立に意欲する働きを、ショーペンハウアーが意志と捉え、そのような意志を物自体とする形で彼がカントの超越論的観念論を継承していることを確認する。第二節では、カントによる経験的性格と叡知的性格との区別に倣いつつも、「叡知的性格」の概念を独自の仕方に変容させたショーペンハウアーの立論の特徴を考察する。第三節では、帰責の問題がショーペンハウアーにおいては罪の思考に近似したものとなっていることを指摘し、彼の倫理学の意義を明示する。